

# 無料で派遣!! 働き方改革の 専門家

豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣制度



**アドバイザー**が経営者や  
担当者の皆様をサポートします  
社内研修やセミナーに  
**講師**として伺います

【対象】豊田市内の事業所(企業の場合は中小企業に限ります)

## 働き方改革関連法への対応として

- ◆ 就業規則・規定の見直し
- ◆ 業務の効率化による残業の削減

## 人材確保・定着のために

- ◆ 求職者に選ばれる魅力ある職場づくり
- ◆ 従業員満足度、帰属意識の向上
- ◆ 女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の採用
- ◆ キャリア形成に関する意識啓発

## 働き方改革を進めるための 助成金の活用の仕方

## 仕事と育児や介護、病気治療などとの 両立に向けて

- ◆ 社内制度や公的支援の周知と上手な活用の仕方

## 働きやすい職場環境づくりとして

- ◆ あらゆるハラスメントの防止
- ◆ 心身の健康の増進

## 同業者や経営者層の団体 労働組合などの啓発事業として

## ご利用の流れ

- 1 申請書(裏面 様式第1号)をFAXかEメール、郵送、または電話で実施希望日の2週間前までにお申し込みください。
- 2 相談内容、研修テーマなどに応じ、「豊田市働き方改革アドバイザー・講師」を派遣します。
- 3 実施後、事前にお送りする実施報告書(様式第2号)をご提出ください。  
※申請書(様式第1号)、実施報告書(様式第2号)は、豊田市HPからもダウンロードできます。

## ここがポイント

- ◆ アドバイザー・講師の派遣は**無料**です。
- ◆ 社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラーなどの資格を持つアドバイザーが、それぞれの専門性を活かしながらサポートします。登録アドバイザーの情報は、豊田市HPに「**働き方改革アドバイザーデータベース**」として掲載しています。
- ◆ 1事業所あたり、最大8時間までご利用が可能です。1回あたり、最低1時間の利用からご検討ください。

申込み  
問合せ

豊田市役所 産業部 産業労働課

〒471-8501 豊田市西町3-60(豊田市役所西庁舎7階)

TEL 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp



豊田市公式YouTubeで  
PR動画を公開しています。



◀コチラのQRから  
ご覧ください

